

かつしかフードフェスタ 2025 出展者募集要項

1 概要

(1) 主催

葛飾区フードフェスタ実行委員会（構成：葛飾区、葛飾区商店街連合会、葛飾区観光協会、葛飾区食品衛生協会、東京商工会議所葛飾支部）

(2) 趣旨

葛飾区内の飲食店及び食品製造販売業の魅力を区内外に広く発信し、地域産業の活性化と賑わいの創出を図るため、かつしかフードフェスタ 2025 を開催する。本イベントは当日の賑わいはもちろん、より多くのお客様に実店舗にも足を運んでいただけるよう、Re-visit（再訪問）に重点を置いて運営するもの

(3) 開催場所

新小岩公園（西新小岩 1-1-3）

(4) 実施日時

1 日目：2025 年 11 月 15 日（土）10 時から 16 時まで

2 日目：2025 年 11 月 16 日（日）10 時から 16 時まで

(5) ブース種類・募集数

出展ブース数 42 ブース

ブース種類及び内訳 「13 出展ブースの仕様について」を参照のこと。

なお、ブース種類は保健所と協議のうえ決定するため、希望に沿えない場合がある。

2 出展に必要な費用

(1) 出展料・附帯設備使用料（2 日間）

ブース種類	A ブース	B ブース	C ブース	C ブース(1 日)	D ブース
構造	プレハブ	テント	テント	テント	キッチンカー
提供方法	調理／販売	調理	販売	販売	調理／販売
出展料	100,000 円	100,000 円	100,000 円	60,000 円	70,000 円
附帯設備	「13 出展ブースの仕様について」を参照のこと				
附帯設備使用料	10,000 円	10,000 円	不要	不要	不要
合計	110,000 円	110,000 円	100,000 円	60,000 円	70,000 円
その他				新規店舗のみ 申込可能	

NEW!

(2) 出展料の支払い方法

出展決定者に対して 6 月末日頃を目安に出展決定通知と出展料振込案内を郵送する。案内に記載の支払い方法に従って最寄りの金融機関で上記の出展料（附帯設備使用料を含む）を 7 月 16 日までに振り込むこと（振込期限厳守）。

(3) 出展料が期日までに支払われない場合

振込期限までに出品料が支払われない場合、出展決定を取り消す。

(4) その他、出展者にお支払いいただく追加費用（オプション）

各出展者は7月31日までに実行委員会が指定する書式により追加備品を申し出ることができる。

【追加備品例】

- ① 調理器具等のレンタル費用・プロパンガス使用料（運営事務局から借りる場合のみ。出展者持ち込みの場合は不要）
- ② 1500W を超える電源設置費用（100V1500W コンセント1口）

(5) その他、出展者にお支払いいただく追加費用の支払い方法

追加備品の申し出があった出展者に対して、振込案内や振込用紙を郵送する。案内に記載の支払い方法に従って最寄りの金融機関で記載された金額を期限内に振り込むこと。

3 出展スケジュールについて

4月～5月	出展申込書の受付・出展希望者個別相談
5月30日	出展申込書 提出締め切り
6月中旬	出展審査
6月25日	出展者決定
6月末日頃	出展者決定通知・出展料支払・出展者説明会の案内の発送
7月16日	出展料の納入期限
7月16日	出展者説明会（1回目）、出展ブースの決定
7月31日	出展調査書・パンフ記載情報提出期限、価格の決定
10月	ポスター掲出・チラシの店頭配布
10月30日	出展者説明会（2回目）
11月14日	会場搬入日・Aブース事前検査
11月15日・16日	フードフェスタ当日
翌1月上旬	事後報告書の提出期限

(1) 出展申込書の受付・出展希望者個別相談

出展を希望する店舗は葛飾区ホームページ（URL：<https://www.city.katsushika.lg.jp/business/1000066/1004933/1034515/1017267/1020156.html>）から申請書をダウンロードし、必要事項を記載のうえ、下記、申込先の住所へ郵送するかメールアドレス宛てに5月30日までに提出する。なお、インターネット環境がない方や対応が難しい場合は、下記、申込先の電話またはメールに連絡すること。連絡を受けた者から申請書類を郵送するため、時間に余裕をもって連絡すること。

また、出展を検討している店舗を対象に、個別の出展相談を行う。初めて出展する方、これまでの出展時と出品するメニューが異なる場合はご相談いただくことを推奨する。

【申込先】

運営委託事業者：株式会社イベント・コミュニケーションズ東京営業所

運営委託者住所：〒135-0047 東京都江東区富岡 1-26-15 飯田ビル 2階 A 号室

運営委託者電話：03-5809-9724

運営委託者メールアドレス：k-food2025@kf-festa.com

(2) 出展申込書 提出締め切り

出品するメニューや店舗情報等を記入の上、5月30日（必着）までに提出すること。

5月30日以降、申込書の提出や内容の訂正、申し込みの取り下げは認めない。

(3) 出展審査

出展申込数が募集ブース数を上回る場合、実行委員会は下記の項目や実施能力等を総合的に審査し、出展者を決定する。

- ① メニューの創意工夫（見栄え、食べやすさ、アレンジ、価格）
- ② 過去出展時の実績・規約違反等
- ③ 出展回数（新規優先）
- ④ 商品ジャンル（メニューのバランスに配慮）
- ⑤ 店舗所在地（地域の偏りに配慮）
- ⑥ 系列店・姉妹店の有無（経営母体が同一の店舗が複数申し込んだ場合、絞り込むことがある。）
- ⑦ 同一ブランド・同一メニューでの多店舗展開（チェーン店・フランチャイズ）の有無（葛飾区限定メニューを販売する店舗を優先）

(4) 決定時期および決定通知

出展者の決定は6月25日を予定。以降、申込者全員に決定通知書を送付する。

決定通知と同時に出展料の支払い・出展者説明会の案内を送付する。

(5) 公園内における各ブースの配置場所及び出展場所の決定

業種や設備配置、発煙量、過去の実績等を勘案して各ブースの配置場所は下図を基本とする。ただし、出展者数や使用する機材等の都合で変更する場合がある。

なお、出展者の出展場所は申込順や過去の販売実績をもとに実行委員会で決定する。

ブース配置図（案）



(6) 出展者等の公表

出展者および出展内容については、葛飾区公式ホームページ上のフードフェスタ 2025 のページや広報かつしかなどを通じて公表する。

4 出展資格

出展にあたっては、申込書の提出時点からフードフェスタ終了までの期間において、次の要件を全て満たしていること。

- (1) 葛飾区内に食品衛生法の規定に基づく営業の許可（以下「営業許可」という。）を受けた固定店舗を構え、申し込み時点において1年以上の営業実績があり、以後1年以内に長期休業や移転、廃業、業態変更の予定がないこと。
- (2) 出展内容に対応した営業許可を有している「飲食店」または「食品製造販売業」であること。食品製造販売業については、出展する商品の製造および消費者向けに店頭販売を行っていること。
- (3) キッチンカーで出展する場合は、上記（1）に記載の固定店舗で週4日以上営業を行っており、そこを仕込み場所として、自動車による都内一円の営業許可も有していること。
- (4) 葛飾区商店街連合会、葛飾区食品衛生協会、葛飾区観光協会、東京商工会議所葛飾支部のいずれかの団体に加入し、フードフェスタの出展推薦を受けられること。
- (5) 過去3年間において、食品衛生法および食品表示法、またそれらに基づく法令等に違反し、行政処分を受けたことがないこと。
- (6) 過去3年間において、出展料等の未納や各種提出物の未提出、保健所及び消防署の検査・指導に対する未対応等、重大な出展規約違反をしていないこと。
- (7) 暴力団、暴力団員等もしくは暴力団関係者または反社会的勢力ではないこと。

5 出展規則

- (1) 出展料の納付及び「出展調査書」や「事後報告書」等の各種提出物の締め切りを順守すること。
- (2) 出展者説明会（7月16日および10月30日）に必ず出席すること。
- (3) 営業時間中に商品がなるべく欠品することが無いよう、余裕を持った出展計画を立て、在庫の管理や補充について対策を行うこと。
- (4) 出展申込以降、長期休業や移転、廃業、業態変更などが生じた場合、速やかに運営事務局に届け出ること。
- (5) 標準装備に含まれない調理器具等については、出展者の費用負担において搬入・設置・撤去を行うこと。
- (6) 保健所及び消防署が実施するフードフェスタ当日（開催初日）朝の実査に立ち会うこと。
- (7) フードフェスタ当日の営業日時を厳守すること。開始時刻前および終了時刻後の販売は認めない。
- (8) 商品が完売となった場合でも、イベント終了時刻までブースにスタッフを残し、自店のPR活動や行列整理など他店のサポートを行うこと。

- (9) 出展者はブースに並んだ列の整理及びブース周辺の清掃を行うこと。それに必要な専任の要員を、ブース内で従事する要員とは別に2名以上確保すること。
- (10) 行列が伸びて会場内の動線を塞いでいる、隣接する店舗の前まで行列が伸びている等、列の收拾がつかなくなった場合は、出展者は運営事務局へ報告し、指示に従うこと。
- (11) ブース撤収時、運営事務局による原状復帰の確認に立ち会うこと。
- (12) 調理等で発生したゴミは原則各自持ち帰ること。
- (13) ブースでの売り上げ（販売商品数）を各日、運営事務局指定の様式で報告すること。
- (14) 開催1か月後を目処に、事業効果を運営事務局指定の様式で報告すること。
- (15) フードフェスタ終了翌日から翌年3月31日若しくは次回開催までを期日として、フードフェスタのパンフレットを持参の方に来店特典を提供すること（例：10%オフ、ワンドリンクサービス、1000円以上お買い上げで1つサービス等）。
- (16) 火の取り扱い中、従業員は絶対にその場を離れないこと。
- (17) 本イベントのPR活動（スタンプラリー、ステージイベント等）に参加・協力すること。
- (18) 保健所の指導に従って食品衛生対策を行う際、従業員に周知徹底をすること。

6 当日に提供・販売する商品について

- (1) 商品は会場内で飲食可能なものに限る。なお、来場者が複数のブースで食事ができるよう、「通常サイズ」のほか「ハーフサイズ」の提供を推奨する。
- (2) 商品は出展者の固定店舗で提供・販売されているメニューに限る。ただし、申し込み時点で店頭販売していない商品であっても、開催までに店頭販売を開始できる商品に限り、特例として出品を認める。
- (3) 出展者が看板メニュー・名物料理と位置付ける特色のある商品のみを出品すること（実店舗で販売していない商品は認めない。）。
- (4) 仕入れ品（出展者が製造に全く関与していない商品）の提供・販売は認めない。
- (5) 調理ブース（Aブース（調理）及びBブース、Dブース（調理））で提供・販売できるメニュー数は原則1種類とする。トッピング追加やソースの味を変える、量の異なる提供（大盛、並盛、2個セットなど）、丼物の具のみを提供（例：うな丼の鰻のみ提供）はこの限りでない。
- (6) 調理ブース（Bブース、Dブース（調理））の仕込みは営業許可取得施設（調理場等）で行うこと。会場での材料切断や成形は認めない。
- (7) 調理ブースで提供・販売する商品は、前述のとおり、原則1種類であるが、他の出展者との商品の重複を避けることを目的として、希望者には第1候補・第2候補の申し込みを認める。なお、商品の選択は実行委員会に委ねることとし、決定後の変更は認めない。
- (8) 出展申込時に届け出た商品以外の提供・販売は認めない。実行委員会が指示する場合を除き、商品の変更はできない。
- (9) 販売ブース（Aブース（販売）及びCブース、Dブース（販売））で提供するメニュー数に制限は設けないが、提供商品は全て出展資格に定めのある施設で調理又は製造し、あらかじめ包装したものに限る。会場での調理・加工は認めない。なお、包装済みの商

品を会場でさらに箱や袋に詰めることは、この限りでない。

- (10) 通常営業と異なる価格や量に変更すること、食品衛生上の理由で調理工程や材料の変更をすることは妨げない。
- (11) ラーメンなど汁物を提供・販売する店舗にあつては、蓋付きの容器で提供すること。
- (12) 会場で販売する価格は 7 月 31 日に提出の出展調査書にて届け出ることとする。その後、価格変更を行う場合は 9 月 30 日までに届け出ることとする。
- (13) 価格表示は税込とすること。会計にかかる時間を短縮するために、極力おつりを必要としない価格設定が望ましい。
- (14) 原則として事前に届け出た価格で販売することとするが、実行委員会が指定した時刻以降であれば、値下げして販売することを妨げない。
- (15) 飲料類（ソフトドリンク、アルコール類等）の販売は、実行委員会が指定した事業者が行うため、各店舗での販売は認めない。

7 保健所の検査・指導について

以下のように食品衛生法及び食品表示法など関連法令の規定を順守すること。

- (1) A ブース・D ブースの出展者は食品衛生責任者を選任して、衛生管理計画に基づいた食品の衛生的な取扱いを行うこと。
- (2) B ブース・C ブースの出展者は、葛飾区行事における臨時営業等の取扱要綱の規定に基づいた食品の衛生的な取扱いを行うこと。
- (3) A ブース・D ブースの出展者は、食品衛生責任者の資格を保有する者が常駐すること。
- (4) 保健所が実施するフードフェスタ当日（開催初日）朝の検査に必ず立ち会うこと。
- (5) 調理ブースでは提供する商品のアレルギー表示（主要 8 項目）を把握し、ブース店先に表示すること。
- (6) 販売ブースで提供する商品には食品表示基準（名称、原材料、アレルギー、期限表示、保存方法、製造者など）を順守した表示を必ず貼付すること。
- (7) 保健所が承認した出品商品や調理工程を無断で変更してはならない。事前の届出と異なる商品や調理工程が見つかった場合は、当該商品の販売を中止とする。

8 出展取り消し・辞退について

(1) 出展の中止・変更について

次に掲げる事項が発生した場合、実行委員会は当該出展者に対し是正を命じる。直ちにその指示に従わない場合は、開催期間の開始前後に関わらず、当該出展者のフードフェスタへの出展中止・変更を命じることができる。その際、出展料等は返金しない。

- ① 出展料等の未納、各種提出物の未提出
- ② 出展規約や関係法令等の違反
- ③ 保健所および消防署の実査・検査に応じない、指導に従わない。
- ④ 食中毒等事故（疑いの場合も含む。）
- ⑤ 来場者や他出展者、関係者に対する威圧・暴言・暴力等、悪質な行為

⑥ イベント開催に著しい支障を与える行為

(2) 出展の辞退について

出展者決定後の辞退は認められない。ただし、出展者のやむを得ない事情により出展できない場合、出展者は書面にて運営事務局に届けること。その際、出展料等を返金しない。

9 生産物賠償責任保険・その他の賠償責任について

- (1) 来場者に提供した商品が原因の損害（食中毒・異物混入等）は、主催者が加入する生産物賠償責任保険（PL保険）で対応する。
- (2) フードフェスタ出展に関連する事故や苦情があった場合は、開催期間中・終了後に関わらず、速やかに運営事務局に報告すること。
- (3) その他、出展者が会場や他の出展者のブース、設備並びに人身等に損害を与えた場合、当該補修または賠償は出展者の責任において行うものとする。

10 開催中止と損害責任について

(1) 開催中止判断について

実行委員会は、イベントが開催される会場が入場に不適當となった場合、または災害、感染症、天災他の不可抗力原因により開催が困難となった場合は、実行委員会の判断によって会期を変更（短縮）、もしくは開催を中止することがある。

(2) 出展料の返金について

実行委員会の判断により各開催日が中止となった場合は、出展者に対して出展料を返金する。なお、開催途中で中止となった場合は返金しない。

(3) 出展料以外の損害について

実行委員会は変更・中止によって生ずる損害、費用の増加、その他不利な事態について、一切責任を負わないものとする。

11 出展条件の順守

出展者は、実行委員会が定める一連の出展条件等について、これを順守することに同意しなければならない。

12 出展者が提出した情報の第三者提供について

調査書・報告書・商品写真等の出展者が提出した情報について、実行委員会は出展者の同意なく第三者に提供することができるものとする。ただし、個人情報については必ず出展者の同意を得たうえで提供するものとする。

1.3 出展ブースの仕様について

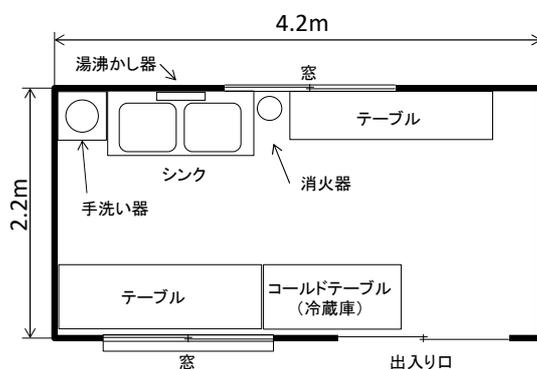
(1) 出展ブース詳細 A ブース (プレハブ調理タイプ)

募集店舗数	調理・販売合わせて 5 ブース程度
出展料	10 万円 (税込)
付帯設備使用料	1 万円 (税込)
サイズ	間口約 4.2m × 奥行約 2.2m
テーブル	1800mm × 450mm または 600mm を 2 台
電源	1 系統 (100V1500W)
ブース内照明	付属
シンク	2 槽 ※
給湯器 (プロパンガス・消火器付)	付属
手洗いシンク・手指消毒液	付属
冷蔵庫 (冷凍庫)	コールドテーブルまたはストッカー 1 台
食材倉庫 (冷蔵庫・冷凍庫)	W900mm × H600mm × D450mm 棚 3 段
列整理用品	カラーコーン、コーンバー
出展者駐車場	1 台分

※営業の形態が菓子製造業となる店舗については 1 槽選択可

取り扱える食品について
保健所の規定によりテント (B ブース) で提供できない食材 (生ものなど) や調理方法の食品を取り扱う。想定されるメニュー: 寿司、うどん、つけめん、海鮮丼、パフェ、炒飯、クレープ (生クリーム使用) など 提供できるメニューは 1 品とする。

レイアウトイメージ

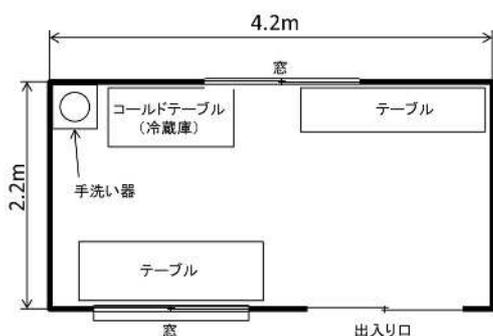


(2) 出展ブース詳細 Aブース（プレハブ販売タイプ）

募集店舗数	調理・販売合わせて5ブース程度
出展料	10万円（税込）
付帯設備使用料	1万円（税込）
サイズ	間口約4.2m×奥行約2.2m
テーブル	1800mm×450mm または 600mm を2台
電源	1系統（100V1500W）
ブース内照明	付属
シンク	なし
給湯器（プロパンガス・消火器付）	なし
手洗いシンク・手指消毒液	付属
冷蔵庫（冷凍庫）	コールドテーブルまたはストッカー 1台
食材倉庫（冷蔵庫・冷凍庫）	W900mm×H600mm×D450mm 棚3段
列整理用品	カラーコーン、コーンバー
出展者駐車場	1台分

取り扱える食品について
 保健所の規定によりテント（Cブース）で提供できない食品を取り扱う。想定されるメニュー：生クリームを使用した洋生菓子、寿司、海鮮丼など
 提供できるメニュー数に制限はない。

レイアウトイメージ



(3) 出展ブース詳細 B ブース (テント調理タイプ)

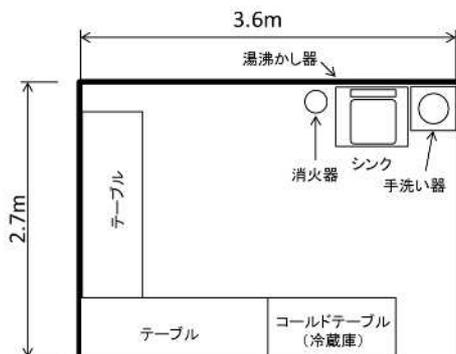
募集店舗数	20 ブース程度
出展料	10 万円 (税込)
付帯設備使用料	1 万円 (税込)
サイズ	間口約 3.6m×奥行約 2.7m
テーブル	1800mm×450mm または 600mm を 2 台
電源	1 系統 (100V1500W)
ブース内照明	付属
シンク	1 槽
給湯器 (プロパンガス・消火器付)	付属
手洗いシンク・手指消毒液	付属
冷蔵庫 (冷凍庫)	コールドテーブルまたはストッカー 1 台
食材倉庫 (冷蔵車・冷凍車)	W900mm×H600mm×D450mm 棚 3 段
テント上看板取り付けフレーム	付属 (看板は出展者持込)
列整理用品	カラーコーン、コーンバー
出展者駐車場	1 台分

取り扱える食品について

保健所発行の「行事において簡易な施設で食品を提供する皆さんへ」で認められている食品に限る。想定されるメニュー：ラーメン、唐揚げ、餃子、うな井、カレーライス、もつ煮、鍋など

提供できるメニューは 1 品とする。

レイアウトイメージ

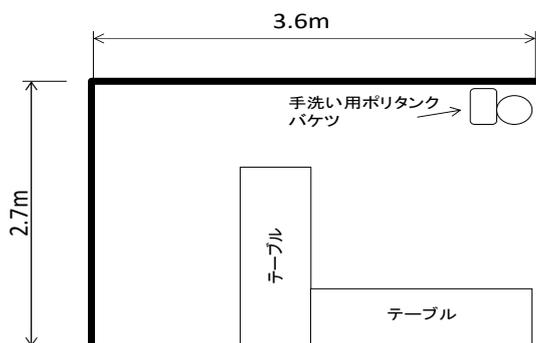


(4) 出展ブース詳細 C ブース (テント販売タイプ)

募集店舗数	8 ブース程度
出展料	10 万円 (税込)
付帯設備使用料	なし
サイズ	間口約 3.6m×奥行約 2.7m
テーブル	1800mm×450mm または 600mm を 2 台
電源	1 系統 (100V1500W)
ブース内照明	付属
シンク	なし
給湯器 (プロパンガス・消火器付)	なし
手洗い設備	ポリタンク、ポリバケツ
冷蔵庫 (冷凍庫)	なし
食材倉庫 (冷蔵車・冷凍車)	なし
テント上看板取り付けフレーム	付属 (看板は出展者持込)
列整理用品	共用 (必要に応じて事務局が配置)
出展者駐車場	1 台分

取り扱える食品について
保健所発行の「行事において簡易な施設で食品を提供する皆さんへ」で認められている食品に限る。想定されるメニュー：和菓子、洋菓子、せんべい、パン、焼き菓子、おにぎり、お弁当など 提供できるメニュー数に制限はない。

レイアウトイメージ



(5) 出展ブース詳細 Cブース（テント販売・1日出展タイプ）【NEW!】

募集店舗数	4ブース程度
出展料	6万円（税込）
付帯設備使用料	なし
サイズ	間口約3.6m×奥行約2.7m
テーブル	1800mm×450mm または 600mm を2台
電源	1系統（100V1500W）
ブース内照明	付属
シンク	なし
給湯器（プロパンガス・消火器付）	なし
手洗い設備	ポリタンク、ポリバケツ
冷蔵庫（冷凍庫）	なし
食材倉庫（冷蔵車・冷凍車）	なし
テント上看板取り付けフレーム	付属（看板は出展者持込）
列整理用品	共用（必要に応じて事務局が配置）
出展者駐車場	1台分

取り扱える食品について

保健所発行の「行事において簡易な施設で食品を提供する皆さんへ」で認められている食品に限る。想定されるメニュー：和菓子、洋菓子、せんべい、パン、焼き菓子、おにぎり、お弁当など
提供できるメニュー数に制限はない。

出展ブースについて

1日目（11月15日）もしくは**2日目（11月16日）**を選択して出展するブースになります。これまでフードフェスタに出展したことがない**新規店舗のみ**お申込みいただけます。
（参考）搬出入スケジュール ※変更となる場合がございます。

1日目出展：前日：9：00～17：00 搬入

当日：6：00～9：00 搬入 16：00～17：30 搬出

2日目出展：当日：6：00～9：00 搬入 16：00～18：30 搬出

これまでかつしかフードフェスタに出展したことがなく、お試しで出展してみたい方や、土・日のみしか出展できなかった方は、こちらのブースでの出展もご検討ください。

※レイアウトイメージはP11「(4) 出展ブース詳細 Cブース」を参照ください。

(6) 出展ブース詳細 Dブース（キッチンカータイプ）

募集店舗数	5ブース程度
出展料	7万円（税込）
付帯設備使用料	なし
サイズ	間口約5m×奥行約3m程度のスペース
テーブル	なし
電源	なし（有償オプション）
食材倉庫（冷蔵車・冷凍車）	なし
列整理用品	カラーコーン、コーンバー
出展者駐車場	キッチンカーとは別に1台分

取り扱える食品について

「自動車による食品営業許可」で認められている食品に限る。
調理を行う場合、提供できるメニューは1品とする。販売を行う場合、提供できるメニュー数に制限はない。

